

委託契約書

広域紋別病院企業団（以下「甲」という。）と
業務の委託について次のとおり契約します。

（以下「乙」という。）とは、

（業務委託）

第1条 甲は、次にあげる放射線被曝線量測定検査業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（処理の方法）

第2条 甲及び乙は、被曝線量計（以下「測定用具」という。）の取り扱い、被曝線測定検査及び測定結果の報告に関して、別記に定める委託業務処理要領に添って処理しなければならない。

2 測定用具は、乙が無償貸与し、これらの破損については乙の負担により交換する。ただし、紛失の場合は、甲又は乙がその実費を補償する。

3 測定用具の送付及び返送に要する経費は、全て乙の負担とする。ただし、定期的返送以外のものについては甲から乙に返送する費用を甲が負担する。

4 乙は以上の項に定めない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

（委託期間）

第3条 委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 甲は、第1条の委託業務に対する委託料として、次に掲げる1件あたりの単価に1ヶ月の使用数量を乗じて得た金額に消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）相当額を加算した額を乙に支払う物とする。

（1）低線量の放射線被曝線量測定検査1件につき、金 円

（2）不均等用線量の測定検査1件につき、金 円

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、免除する。

（権利義務の譲渡等）

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、予め、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（再委託の禁止）

第7条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

（業務担当員）

第8条 甲は、乙の委託業務の処理について必要な連絡指導に当たる業務担当員及び業務担当員不在の場合の代務者を定め、乙に通知するものとする。業務担当員又は代務者を変更した場合も同様とする。

（業務処理責任者）

第9条 乙は、委託業務の処理について業務処理責任者を定め、遅滞なく、甲に通知するものとする。業務取扱責任者を変更した場合も同様とする。

（業務処理責任者等の変更請求）

第10条 甲は、業務取扱責任者又は委託業務に従事する従業員が、委託業務の処理上著しく不相当と認められるときは、その理由を付した書面により、乙に対し、その変更を請求することができる。

2 乙は、前項の請求があったときは、その日から10日以内に必要な措置を講じ、その結果を甲に通知しなければならない。

（委託料の請求及び支払）

第11条 乙は甲に対して毎月25日までに前月分の委託料（該当月分の総検査件数に第4条で定めた額を

乗じた額)に該当委託料の100分の10に相当する消費税等税相当額を加算した金額(該当金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を請求するものとする。

2 甲は、前項の適法な支払いの請求書を受領した日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

3 甲は、その責めに帰すべき理由により前項の委託料の支払いが遅れたときは、該当未払額につきその遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年12月12日法律第256号)で定める率の割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

4 委託料の支払場所は、広域紋別病院企業団企業出納員の勤務場所とする。

(調査等)

第12条 甲は、委託業者の処理状況について、調査し、報告を求め、又は当該業務の処理状況につき適切な履行を求めることができる。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) 委託業務の処理が著しく不相当であると明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由なしに甲との協議事項に従わないとき。

(3) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下同じ。))又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当したとき。

(4) その他その責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。

2 甲は、前項各号に定める場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、甲は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、乙に通知しなければならない。

3 前項の規定による解除が月の中途で行われるときは、甲は、当該月における委託料を乙に支払うものとする。

第13条の2 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条第1項に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を受け、かつ、当該排除措置命令が同条第7項又は独占禁止法第52条第5項の規定により確定したとき。

(2) 乙が独占禁止法第50条第1項に規定する課徴金以下「課徴金」という。)の納付命令(以下「納付命令」という。)を受け、かつ、当該納付命令が同条第5項又は独占禁止法第52条第5項の規定により確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消されたときを含む。)

(3) 乙が、独占禁止法第66条に規定する審決(同条第3項の規定による原処分全部を取り消す審決を除く。)を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。

(4) 乙が独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(5) 排除措置命令又は納付命令(これらの命令が乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われ、かつ、各名あて人に対する命令すべてが確定した場合(独占禁止法第49条第7項、第50条第5項若しくは第52条第5項の規定により確定した場合(当該確定した納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。))若しくは独占禁止法第66条に規定する審決(同条第3項の規定による原処分全部を取り消す審決を除く。))を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかった場合又は同項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において当該訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。次号において「確定した場合」という。)における当該命令をいう。)において、乙に独占禁

止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (6) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙に対して行われたときは乙に対する命令で確定した場合における当該命令を、これらの命令が乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは各名あて人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。）により、乙に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定した場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間（独占禁止法第7条の2第1項に規定する実行期間をいう。）を除く。）に入札又は広域紋別病院企業団病院事業会計規程第112条の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。）。
- (7) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。

（損害賠償）

第14条 第13条第1項の規定により契約が解除されたときは、乙は、委託料の額の100分の10に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。

- 2 第16条第2項又は第3項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害があるときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。
- 3 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 4 前2項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。
- 5 乙は、委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

第14条の2 乙は、この契約に関して、第16条の2各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として委託料の額の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第3号までに掲げる場合において、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する 不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りでない。

- 2 甲は、実際に生じた損害の額が前項の請負代額の10分の2に相当する額を超えるときは、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。
- 3 前2項の規定は、契約を履行した後においても適用があるものとする。

（不正行為に伴う賠償金）

第15条 第12条第1項の規定により契約が解除されたときは、乙は委託料の額の100分の10に相当する額を甲に支払わなければならない。

- 2 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し甲に損害を与えた場合は、その損害を補償しなければならない。
- 3 前項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。
- 4 乙は、委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えた場合は、乙の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

第15条の2 乙は、この契約に関して、前条各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として委託料の額の合計額の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号、第3号及び第4号に掲げる場合において、排除措置命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委

員会告示第 15 号)第 6 項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りでない。

2 甲は、実際に生じた損害の額が第 1 項の賠償金の額を超えるときは、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

3 第 1 項及び第 2 項の規定は、契約期間の終了後においても適用があるものとする。

(相殺)

第 16 条 甲は乙に対して金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する契約保証金返還請求権、委託料請求権その他の債権と相殺することができる。

(秘密の保持)

第 17 条 乙は、委託業務の処理に関し知り得た秘密を他にもらしてはならない。

2 乙はその使用するものが委託業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らさないようにしなければならない。

(管轄裁判所)

第 18 条 この契約に関し訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(契約に定めのない事項)

第 19 条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 8 年 月 日

甲 住 所 紋別市落石町 1 丁目 3 番 37 号

広域紋別病院企業団

氏 名 企業長 緑川 泰 印

乙 住 所

氏 名